

にわたりこれあり」「土佐国編年紀事略」原漢文とある。

〃 9、甲殿の住吉神社は痘瘡に靈験ありとされた後述。

〃 10、藤原純友は自身幡多郡を侵して放火、またその妻は幡多郡松尾坂（宿毛市）で憂死したという「高知県史古代中世編」。

〃 11、「土佐国編年紀事略」によれば、長宗我部時代、「廻船大法」は土佐神社に蔵せられていたという。

〃 12、岡本健児氏によれば、横倉山は発掘された須恵器、経筒から平安時代開基という「高知県史考古編」。

〃 13、土佐における国司制の動揺、崩壊については「高知県史古代中世編」参照。

〃 14、これら名主は長者とも呼ばれ、その構造は森鷗外の「山椒大夫」の示すところのようである。

〃 15、明治初年西畑村では、この蔵の払い下げを受けて小学校々舎とした。

中世編



源 希義墓（高知市介良）

源希義の死 土佐国―高知県の歴史で、もっとも研究のむつかしいものに吉良氏の興亡がある。いわゆる根本史料として、伝えられた吉良氏に関するものがきわめて少ないうえ、ほとんど唯一の記録である「吉良物語」が、後世のものであるため、その記事に多くの疑問が持たれるからである。しかしながら、吉良氏そのものが、吾川郡弘岡村の国人こくにんとして戦国時代繁栄し、南学の伝来等に重要な役割を果たしたものである以上、「春野町史」としては、何としてもその解明に勉めなければならないものである。いま古来の記録、伝誦をなるべく採録し、そのうえで疑わしきは疑わしきとして示し、なお今後の研究に期待して本稿を綴るものである。

「吉良物語」には「斯に土州吉良の系譜を按ずるに、元祖の冠者希義と云ふは、左馬の頭源義朝の御子にて頼朝卿同母の御弟なり」として、吉良氏の遠祖は源義朝の子で、頼朝の弟の希義であるとなっている。この希義が果して吉良氏の遠祖であったかどうかは別にして、希義については鎌倉幕府の記録「吾妻鏡」に、左のように示されて疑問のないところである。すなわち寿永元年（一一八二）九月の、

廿五日关巴、土佐冠者希義は武衛（頼朝）弟也、母季範女、去る永暦元年（一一六〇）故左典殿（義朝）の縁坐により、当国介良庄

鎌倉期の春野

吉良氏の起り

に配流の処、近年武衛東国に於て義兵を挙げ給うの間、合力の疑いありと称し希義を誅すべきの由、平家下知を加う。仍て故小松内府（重盛）家人蓮池権守家綱、平田太郎俊遠各当国住人、功を顕さんとして希義を襲うを擬す。希義日來夜須七郎行宗土州住人と葯諾の旨有るに依り、介良城を辞して夜須庄に向う。時に家綱俊遠ら吾河郡年越山に追到して希義を誅し訖んぬ。行宗は又家綱ら希義を囲むの由之を聞及び、相扶けんため件の一族ら馳向うの処、野宮の辺に於て希義誅せられるの由を聞き、空しく以て帰る。而して家綱俊遠ら又行宗を討たんと欲するの間、船を粧よそおいて一族之に相乗り、仏崎より海上に浮びて逃亡す。家綱ら其の船津に馳せ到り、先ず行宗を度らんとして二人の使者を行宗の船に遣し、談合すべき事あり來臨すべきの由を称す。行宗家綱らの造意を察せしめ、二人の使者を斬り且つ船に掉さして紀伊国に赴く。原漢文。

右の記録も、細部においては疑問がないわけではなく、ことに希義の殺害された吾河（川）郡年越山については、吾川郡にはそれに当る地名がない。あるいは年越―鳥越（弘岡中）ではないかの説もあり、近世の土佐の歴史研究者を悩ました問題であったが、希義の流罪となっていた介良庄（高知市介良）と、夜須行宗（家）の夜須庄（香美郡夜須町）とから、自然その中間の地域ではないかと考えられ、結局長岡郡坂折山（南国市坂折）とされた「土佐幽考」。全体の経過から考えて自然であり、したがってまた行宗（家）が希義の死を聞いて兵を還した野宮の位置も、坂折山の東方の香美郡大谷村西の野中（同郡野市町）と定められたのであった「土佐幽考」。

ところで、平重盛の家来であった蓮池権頭家綱については、その姓から考えて高岡郡蓮池城（土佐市）に在城したことに疑いはなく、平重盛の家来として権頭と名乗るのは、前述平氏の知行国となった土佐国における、平氏勢力を代表するものである。前述のようにおそらくは在序を指揮して土佐を支配したものである。仁淀川右岸の高東平野の中央にあって、東半の自然堤防と西半の低湿地水田の両者を踏まえ、高岡庄の在地勢力として台頭したものである。もっとも平田太郎俊遠の居住地はよくわからないが、この点については後でまた述べることにしよう。とにかく蓮池権頭家綱が川を隔てた高東平野に在ったことを除いて、源希義の死は春野地方とは一

見何の関係もなく、ただ希義攻撃のための家綱の率いる人馬のどよめきが、一時あった程度であろうが、別にまた家綱の勢力が、吾南にも及んでいたことも考えられよう。

さて希義が殺害されて後三年、元暦二年（一一八五）の「吾妻鏡」の記事に、土佐国介良庄住の僧琳猷上人が出る。すなわち上人は、希義を殺した家綱らは、その「死骸を遐迹（遠近）に曝さんと欲す、爰に土人の中忠あるの輩ありといえども、平家の後聞を怖れ葬礼の沙汰に及ばず、而るに上人は往日の師檀を以て、埴田郷内に墓所を点じ歿後を訪うこと未だ怠らず」原漢文というのである。平氏権力を怖れず希義を葬った琳猷の勇氣は、この時いたく頼朝を感激させ、改めてその功を賞している。すなわち「吾妻鏡」に「上人の住所介良庄恒光名、津崎在家の万雑公事（ばんざうくじ）を停止され畢んぬ」原漢文とあるように、介良庄内で若干の所領を与え、西応寺を建立、希義の後世を弔らせたものである。「介良風土記」橋詰延寿によれば、希義の

墓碑は大きな松のもとにある。山石を正方形に築いた一メートルの台座に、さらに二重台座があり、その上に高さ四〇センチの卵塔形である。地面から二メートルあまり。卵塔には文字のあとらしいものが見えるが、残念ながら全く読めない。

さすがに八百年の過去である。長い風雪にたえた姿といえるのであろう。それにしても介良庄とあれば、介良、吉良と発音の近いほか、また春野地方と何の関係もなさそうである。ここで筆者は冒頭でふれた「吉良物語」に返って、吉良氏の起りについて語らねばならないことになった。

吉良氏の起り 「吾妻鏡」の記事と対比しながら、以下「吉良物語」を讀んでいただきたい。頼朝の挙兵は土佐にもはるかに伝えられてくる。

希義ほのかに聴きて喜び、密に同意の者をかたらう処に、世々高岡郡を領せし平家譜代の蓮池権頭家綱、伊勢より先年移り來て吾川郡を知行せし平家の一族に平田太郎俊遠等、大臣殿の命に依つて養和元年（一一八一）数十騎を帥いて是を討たん

吉良物語上巻
系譜并上佐古來國士之事
夫一人氏本ヲ忘遠ヲ思ヒテ始メテ忠孝心
疎クカニテ風俗漸ク薄ク志トノ開レシ然ルハ系
圖ヲ明シテ宗族ヲ辨ヘサルハ又ニ始祖九祖分明ナ
ラサル輩ハ穢ニ己身ヲ初メ一人ノ姓名ナリ是ヲ
記ノ後ニ傳ヘテ子孫ニ承テ知ルン莫クヤリ斯ニ上列
吉良ノ系譜ヲ極メシ元祖上佐ノ冠者希義ト云レ左
馬頭源義朝ノ御子ヲ頼朝御同母ノ御弟ナリ昔
水元元年ノ義朝朝臣滅亡之後平氏計リテノ吉良國

「吉良物語」
(高知県立図書館蔵)

と支度す。希義は豫てより俊遠が第三郎経遠が娘の方へ通われける故、彼の娘此の由を告げしかば即ち逃れて夜須の庄へ趨く。蓮池、平田道を横切つて前後より急に取巻きければ、希義自ら脱れ去らん事を度りて、吾川郡年越山にて数人を射殺し、終に討死したまう。

その後、琳猷上人が希義の遺骸を葬ったこと、行宗が救援に失敗して海上に脱出したこと、さらに源氏勢力の進出によって、

蓮池家綱は討滅され、平田も逃亡したうえ、ついに彼らの遺類はことごとく滅びたことを述べた後、いよいよ吉良氏の起こりにと「吉良物語」は話しを進める。かくて吾川郡との関係が具体的にとなる。

そのかみ三郎が娘懐妊して希義の死後に程なく男を生みたり。七郎行宗年を経て後此事を聞付けて、即ち其の御子を民間より求め出し、民部大輔行景など相談して鎌倉殿の高聴に達し奉る。是より先に梶原平三景時此の行宗が武功を申し掠め、御直断の上、景時が奸曲に極まり其の科の贖いとして鎌倉中の道を作りしことあり。此に依て行宗を讐敵の如く悪みければ、此の度又景時彼の注進状を誹りて、申す所甚だ以って詐りなるべし。若し証跡の明かなることならば、琳猷上人のいかでか今まで申上げられぬことの候うべき、殊に希義御生害以後敵の娘が産みけりなど云うこと皆訝し。あながち御許容なされ間敷き儀なりと、潜かに聞えけるを、佐殿(頼朝)実にもと思召されけん。敢て御取挙げもなく過ぎぬ。然れども行宗強いて申すにより、竟に鎌倉に召下し、委細に御尋ね有りて後、疑わせ給う所稍々解けて生国へ帰され、土佐国吾川郡の内にて地を撰びて数千貫下されぬ。参州吉良の庄に馬の飼場三百餘貫賜りて、吉良八郎希望と号す。時に十三歳に成り給う。

以後行宗が希望を補佐し、さらに平田由縁の吾川郡に在住の武士三十六人を組手一家臣に起用を許される。館を大津に構えた後、母方の平田経遠の子を召し出し、大高坂山(高知市)に居住させて、大高坂五郎経興と名乗らせたとしている。話しの運びはよく、「吾妻鏡」とよく符合するうえ、八百年も前の過去である。反証のない限り信ずるほかはあるまい。

「大日本地名辞典」は、「南路志」を引用「或説云、希義は吾川郡弘岡郷吉良に住しければ、吉良冠者とも云うなり。然るに平田、蓮池西の方より討手に来ると聞えければ、夜須の七郎を頼つて香美郡に赴きけるに、吉良より二十町許東に鳥越山とてあり、平田、蓮池追討て討取り死骸を路街に捨置きたるを、琳猷上人執行の折節見当りて、深く痛わり傍にて烟になし、骨を首に掛けて介良へ帰り、墓を築き西養寺殿田照と号したるより、今に走湯山密厳院西養寺と云う。又鳥越山を誤て年越山と記したるか、希義の居住は吉良なり、墳墓の地は介良なり、介良、吉良音の近き故在世の住所を介良と誤伝うか。希義に一人の男子あり、八郎殿と云う。其の謂は希義配所の徒然の余り一人の美女を愛し、男子を産めり。暫く知人もなくて希義討たれて後は、民間に養われて在りしが、成長して将の器量ありけん終に吉良の城主と成て以来、吉良駿河守に至るまで、十三代又十五代とも云う」として、吉良氏の由来を述べている。「吉良物語」によりながら、さらに疑問に対しては、希義弘岡郷住等合理的に解釈して吉良氏の起こりを示したもので、まず同工異曲とすることが出来る。今は両説をありのままに示すことにする。ところで「吉良物語」には、鎌倉期の吉良氏の系譜を、

希望一希 仁一希 綱一希 満一希 喬一希 宗一希 行一
| 希世
| 希秀(以下一兩代中否)

としていいる。また「家稍く衰微せり」とも記するが、要するに吉良氏は吾川郡に所領を与えられた地頭であったとすることが出来る。これは当時幕府から所領を与えられたものは、一般に地頭と呼ばれたからである。しかしながら後述のように、吾川郡は京都六條左女牛八幡宮の莊園吾川庄となり、別当職には別当季殿が補任される。

また梶本神社の神輿銘によれば、吾川郡に預所はあったが地頭とは記していない。ここにも吉良氏に関するまた別の疑問があることに注意しよう。

さて吉良氏は室町時代から近世にかけて、高家筆頭吉良上野介義典で知られた名家である。「日本歴史大辞典」によれば、吉良氏には三つの流れがある。その第三が前記希望を遠祖とする土佐の吉良氏であるが、他の二つ―一つは三河の吉良氏、他は奥州の吉良氏であって、いずれも足利氏の一族であって、もとは三河の吉良氏より出たという。すなわち足利氏三代の左馬頭義氏が、九條家領三河国(愛知県)幡豆郡吉良庄の地頭となり、その庶長子長氏の子孫が吉良氏となる。室町時代には足利一族として京都で將軍の相伴衆として栄え、それが近世江戸幕府にも形を変えながら延長したものである。なお三河の吉良氏は東西両家に分かれる。また奥州の吉良氏は、三河の吉良氏の支流で、前記義氏の三男義継が奥州四本松(福島県)に移ったのであって、子孫は南北朝内乱に足利氏に組して功を建て、奥州四探題の一つとなっている。これらの吉良氏は足利一族であってみれば、同じ源氏として土佐の吉良氏とそこにかなりの相違がある。後述のように南北朝土佐は官方、武家方に分れて互いに抗争し、とくに吾川庄は官方として大高坂城を応援したと「佐伯文書」は伝える。その動乱は結局武家方勝利で収拾されたので、その勢力の変動期に、官方に転属した吾川庄へ、新たに足利一族の吉良氏の一族あるいは郎従が、入部した可能性もないとは云えないが、この点についても、確たる証拠はない。なお詳細は南北朝期で後述するところである。最初にことわったように、ここでは「吾妻鏡」、「吉良物語」を比較し、その大筋を認めながらもなお疑問は疑問として残して、吉良氏の起こりについて述べたものである。

京六條左馬牛八幡宮莊園吾川庄

吾川庄成立 前述したように、早くも第九世紀には、土佐国にも久万庄(高知市)、田村庄(南国市)が成立する。以後伝えるものは少ないが、莊園は漸次増加したと考えられるが、古代末期院政時代となれば、立券庄号(莊園成立)の明確な記録が残される。近時下村效氏が明らかにされたように、高岡郡津野莊(須崎市)は、「寛治四年(一〇九〇)寄進公田三十町をもって京都賀茂御祖皇太神宮(下鴨社)の莊園として成立した」「土佐史談」のであり、また「土佐国編年紀事略」によれば、長岡郡吾橋庄(本山町)も、久安五年(一一四九)本山地方の豪族八木氏が紀州(和歌山県)熊野神社に寄進成立したものである。⁴

こうした傾向は平氏支配下に大きく進んだと思われるが、治承四年(一一八〇)土佐国が平氏知行国となったこと以外に、歴史の流れを知る具体的なものはないようである。そうした中で、つぎにあげる「土佐国編年紀事略」の記事は重要である。すなわち

頃年(治承年中)頼朝土佐国高賀茂郷を首めとして、十三郷の地を以て神護寺の庄田とす。僧文学(覚)の請に依てなり。事実右の高賀茂郷は、「長宗我部地檢帳」によれば一宮庄(高知市)となっている。頼朝の全国統一によってこの約束は果されたものである。高賀茂郷以外については遺憾ながら郷名が抜けているので、今は知ることはできないが、こうして土佐国では、むしろ鎌倉期より莊園がさらに拡大したものと考えられる。この点建長二年(一二五〇)伝領の一條氏の幡多庄などその適例と考えられよう。

こうした時代の推移の中で、いよいよ吾川郡改め吾川庄となる。実に文治元年(一一八五)頼朝が、平氏残党および弟義経ら追捕のために、後白河法王の許可を得て行なった守護地頭設置の年であった。「吾妻鏡」によれ

寄せ奉らる。一事以上別当季敵阿闍梨の沙汰たるべきの由仰下さる云々 原漢文。

このようになお社領は分散して各地にあったのであるが、すべて別当季敵の沙汰―進退―知行であると定められる。さらに同書の建久三年（一一九二）十月の記事には、

十五日甲寅、左女牛若宮領土佐国吾河郡。京都大番役の外公事停止さる。但件の役猶別当季敵の沙汰として催動せしむべき者、其の旨を以て守護人中務丞経高へ下知す云々 原漢文。

とあって、政所長官大江広元の弟季敵は吾川庄について、諸公事免除のほか、京都大番役についても同意を与える権利を得る。一般地頭よりもさらに強い権利を持った理由は明らかでないが、かなり特別待遇の荘園であったことはわかる。文治元年（一一八五）から建久三年（一一九二）の間は、鎌倉幕府成立期である。幕府権力の強化とともに、吾川庄における季敵の権利の伸張があったのは、大江広元との関係から考えるべきであろうか。それとも在地の構造からであろうか。わざわざ建久三年（一一九二）に土佐国守護佐々木経高に頼朝から命じているのを見れば、守護と季敵との間に悶着があったように考えられないでもないが、これ以上のことはわからない。「香宗我部文書」の伝えるところでは、新任の地頭は地頭職の知行に難渋し、ことの次第を幕府に訴えたことがあり、幕府では地頭に対抗する在庁に対して、守護を通じて地頭保護の手を伸している。これと吾川庄とをただちに結び付けることはできないが、武家政権の創始期として、史料には伝えられない多くの問題が発生したであろうことは想像に難くない。そうした問題を孕みながら時代は移っていく、武士の成長となつて。

八幡宮の勧請と吾川庄の構造 八幡宮が武家の守護神として、中世以後大いに尊信されるには若干の前提があるようである。「日本歴史大辞典」によれば、八幡宮はもともと豊後国宇佐（大分県）の地方神であったのが、銅の産出と結び付き、さらに奈良時代の大仏鑄造によって都に進出、ついに石清水八幡宮（京都府）として勧請



六條若宮八幡宮（西分）

ば、この年十二月の

卅日、己卯、諸国に地頭職を拜領せしめ給うの内、土佐国吾河郡を以て、六條若宮に寄せしめ給う。神宮は故延尉禪室（源為義）の六條の御遺跡を点し、石清水を勧請し奉られ、広元（大江広之）の弟季敵（秀敵）阿闍梨を以て、別当職に補せられる所也 原漢文。

これによって、吾川郡は石清水八幡宮を勧請した京六條左女牛八幡宮領として、頼朝から寄進されたことが明瞭である。おそらく頼朝は土佐に多かつた平氏の支配地の一つであった吾川郡を、改めて六條若宮八幡宮の荘園としたのであろう。それについて想起されるのは、吾川郡大野郷が前述したように、長い間東大寺の封戸であったことである。古代末とくに平氏政権のもとで、東大寺が清盛と対立して遂に焼討される。その前後に、東大寺封戸は改めて平氏の荘園となつたのではなからうか。伝えられるものはないが、推理されるところである。

ところで前記「吾妻鏡」の記事から、吾川郡が六條若宮八幡宮の荘園となり、季敵がまた同社の最高管理者別当職に補せられたことは、一般的な荘園のあり方からはどうなるのであろうか。「吾妻鏡」からは、全国的な地頭設置と関連した補任であるので、季敵に別当職として、吾川庄の地頭職が与えられたこととなる。すなわち季敵は吾川庄の地頭であり、六條若宮八幡宮が本所―領家となることである。これに対する疑問はなお後述として、つぎの「吾妻鏡」に注意しよう。翌々文治三年（一一八七）十月のことである。

廿六日癸巳、筑前国鞍手領（福岡県）、土佐国吾河郡、摂津国山田庄（大阪府）、尾張国日置領（愛知県）、左女牛若宮に

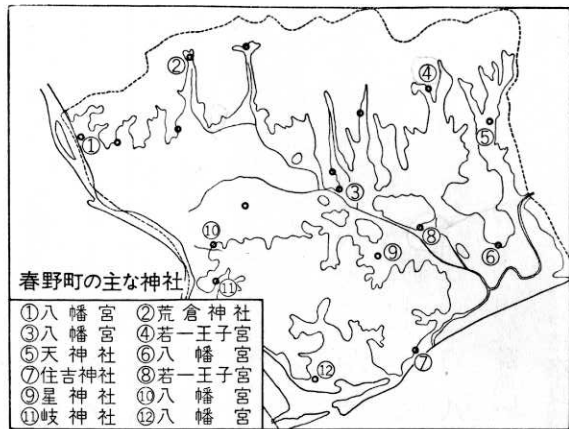
寄せ奉らる。一事以上別当季敵阿闍梨の沙汰たるべきの由仰下さる云々 原漢文。

このようになお社領は分散して各地にあったのであるが、すべて別当季敵の沙汰―進退―知行であると定められる。さらに同書の建久三年（一一九二）十月の記事には、

十五日甲寅、左女牛若宮領土佐国吾河郡。京都大番役の外公事停止さる。但件の役猶別当季敵の沙汰として催動せしむべき者、其の旨を以て守護人中務丞経高へ下知す云々 原漢文。

とあって、政所長官大江広元の弟季敵は吾川庄について、諸公事免除のほか、京都大番役についても同意を与える権利を得る。一般地頭よりもさらに強い権利を持った理由は明らかでないが、かなり特別待遇の荘園であったことはわかる。文治元年（一一八五）から建久三年（一一九二）の間は、鎌倉幕府成立期である。幕府権力の強化とともに、吾川庄における季敵の権利の伸張があったのは、大江広元との関係から考えるべきであろうか。それとも在地の構造からであろうか。わざわざ建久三年（一一九二）に土佐国守護佐々木経高に頼朝から命じているのを見れば、守護と季敵との間に悶着があったように考えられないでもないが、これ以上のことはわからない。「香宗我部文書」の伝えるところでは、新任の地頭は地頭職の知行に難渋し、ことの次第を幕府に訴えたことがあり、幕府では地頭に対抗する在庁に対して、守護を通じて地頭保護の手を伸している。これと吾川庄とをただちに結び付けることはできないが、武家政権の創始期として、史料には伝えられない多くの問題が発生したであろうことは想像に難くない。そうした問題を孕みながら時代は移っていく、武士の成長となつて。

八幡宮の勧請と吾川庄の構造 八幡宮が武家の守護神として、中世以後大いに尊信されるには若干の前提があるようである。「日本歴史大辞典」によれば、八幡宮はもともと豊後国宇佐（大分県）の地方神であったのが、銅の産出と結び付き、さらに奈良時代の大仏鑄造によって都に進出、ついに石清水八幡宮（京都府）として勧請



長浜（高知市）の若宮八幡宮に関して同書で、

今吾河郡長浜村に若宮八幡社あり、祭祀甚だ嚴重なり。土人誤りて悪源太義平を祭ると云う。是則ち当郡を以て社領とし、当時六條若宮の地より移す、源家由縁無きに非ざるなり、六條若宮は又左女牛宮と称す。旧と西洞院東六條の南若宮町にあり、今東六波羅寺の南に遷る。旧址また小社あり原漢文。

とする。史料の直接示すものはないとしても、おそらくこの推理は正しいのであって、吾川郡の八幡宮は同様の来歴を持つものが多いのであろう。この点について「大日本地名辞典」には、吾川庄と同じく六條左女牛若宮八幡宮の荘園であった尾張国日置庄（愛知県）の日置八幡宮について、「日置八幡宮は式内（社）愛智郡日置神社なるべし、本國帳に従三位日置天神と載せられたれば、昔は八幡と呼ばず」とあるのは、かつて天神社として尊崇されたものが、八幡宮を勧請して、ついに八幡宮と称号を変えたものと推定しているのであって、長い神社の歴史において、これは時世の変化として自然ではなからうかと思われる。「南路志」より春野地方の八幡宮を抽出して左表とした。

村名	八幡宮名	村名	八幡宮名
東諸木	正八幡宮	吉(芳)原	八幡宮(城山)
木塚(西分)	八幡宮	秋山	八幡宮
仁ノ	八幡宮	森山	八幡宮、八幡宮(古城)
弘岡下	八幡宮(イケ山) 若宮八幡(北馬場)	弘岡中	八幡(イクサバ)
弘岡上	正八幡(西城) 八幡宮(ユキトウ)		

右のうち木塚（西分）の八幡宮は、鳥居に「六條若宮八幡宮」と大書して、その由来を明瞭に示している。この場合前述日置八幡宮と同様の歴史が推理されるが、その他仁ノの八幡宮、森山の八幡宮、東諸木の八幡宮等も、いずれもその占める自然の位置から、かつて古くから集落の守護神として別の神がすでに在り、これに新たに八幡宮が加わった後、ついに在来の神にとって代ったものではなからうか。武家の繁栄のなかでの神々の移り行く姿として前述したところである。なお内谷、西畑、西諸木に八幡宮として著名な社がないのは、それぞれ伝統的な神を守ったからであって、そうした場合もありえたとはいえずである。おそらく荒倉神社もそうした場合に当るのであ

される。これが武家の守護神となるのは、源頼義同義家父子の鶴岡八幡宮以来であるが、土佐ではすでに古代末期には奈半庄（奈半利町）、夜須庄（夜須町）が石清水八幡宮の荘園となっていたが、鎌倉幕府の全国支配は、この傾向を全国的にしたのであって、八幡宮はかくて全国に勧請され、武家はもちろん村々の守護神として、村落生活の中心として近世以後までも生き続ける。かつて氏姓国家、律令国家の全国支配とともに、中央の神々が、その神話とともに地方に迎えられた場合と全く同様ではないかと考えられる。すでに八幡宮の主神は応神天皇として中央の神話へ結合しているので、その普及にも違和感はなかったのであろう。とくに吾川庄にあっては、六條左女牛若宮八幡宮の荘園である。八幡宮の勧請は争って行なわれ、多くは在来の神社にとって代ることになる。この点について早くも慧眼な「土佐幽考」の筆者安養寺末麿は、吾川郡



「ヒノクチ」
(喜津賀東分地検帳)

中世をその主な時代としたものである。さて土佐の中世史研究の最大の史料は、「長宗我部地検帳」である。地検帳成立はその最末期であるが、その記載は中世全期にわたるものであり、場合によっては古代にまでも溯るものである。以下そうした見地から、地検帳を史料として開発の問題をまず考えることにする。「喜津賀西分地検帳」に次の記載がある。

ろう。なお争って八幡宮を勧請した契機には、信仰の点とともに、神社の祭礼等に免税等若干の恩典があったと思われるが、この点「長宗我部地検帳」にも示されている。そうした実利的な面もあったのであろう。

さてこうして争って八幡宮を迎えたのは、一つには吾川庄としてかなり強い支配があったことを示すものであって、そうした荘園支配には、したがって上下の一貫した組織がなくてはならない。すでに吾川庄が六條左女牛若宮八幡宮を本所または領家とし、別当職を地頭職とする上部構造を考えたが、実際にこれに答える史料はないであろうか。吾川郡伊野町榎本神社には、国の重要文化財の八角形漆塗神輿がある。その隅木銘文には弘長三年(一二六三)の製作寄進を示している。その要点は「彼の用途結縁は、沢田政所主馬允藤原助影が官米五斛の助成これあり、然る間是に神主神官等合力せしめ、此の神輿を新たに建立し奉る処なり。始め奉るは正朝国吏、將軍家、領家、預所の御代官の御祈禱の為なり。并びに次第の沙汰人等次官等万民安穩快楽定寿を得るの故なり」原漢文。とあって、この神輿が寄進された由来は明らかである。もっともこの神輿が吾川庄からの寄進とは明記していないが、今はこれを吾川庄から寄進したものと考えて論を進めることにする。疑問となるのは吾川庄に地頭がなく、預所の御代官が上級支配として在地していたことである。これは前記吾川庄の構造と矛盾する。季嚴は実は地頭兼領家として六條左女牛若宮八幡宮と一体をなしていたと考えるほかはなく、したがって吾川庄には地頭単独の名称はなく、預所が在地に置かれたものが、神輿奉納の時点で代官設置に代っていたものである。政所以下については後述するとして、右の預所の代官は在地最高の荘園支配の代行者である。これに当るは一体誰であろうか。前述伝誦からすれば吉良氏に当るはずであるが、確証はない。あるいは「土佐国編年紀事略」の伝える左の者であろうか。すなわち

嘉祿元年(一二三五)十二月右近將監定光吾河郡長浜村高福寺を造宮せしむ。越智の某大仲臣福光が願に依て也。同五日大

鐘を鑄る。

の右近將監定光である。高福寺は慶雲寺、雪隠寺と名称を変えながら栄えている。建立者は預所の代官としてふさわしい在地勢力である。また代官が一人でない場合は、現在の春野地方にもあってよいはずであるが、伝えられるものがない以上、この上の推論は謹むほかはない。前述の「十訓抄」の種間寺の縁起にも、在庁として国司を代行する有力者があった。預所の代官は当然存在したはずである。以下吾川庄の内部構造に進もう。

吾南平野の開発

「ヒノクチ」|| 樋 水田開発を決定するものは水である。すでに原始、古代の昔からあるいは低湿地にまたあるいは溪間に、川内、井モトを指標として水田が開発されたのではないかとしたが、以下中世の水田を「ヒノクチ」等による開発として整理してみよう。もちろんこれは古代にも溯るものであるが、ここでは便宜上いちおう

以下「同シノ」として、三十筆の水田がある。内十二筆はいずれも
 同シノ北本ハ一反廿代地今成分
 一、壹反八代四歩勺上々
 西分 一成名
 北代隼人分

とあるように、土地の生産力のもっとも高い「上々」である。これらの水田が、「ヒノクチ」を発端とする用水路によって順次結ばれたことは、検地の順序を示す地検帳の「同シ」によっても知ることができる。「ヒノクチ」の樋は、もちろん用水路を延長するために板を打ち合せ、溝を越して遠く「ヒヨタニ」の奥から流出した用水を導いたものである。したがって用水路の末端であり、上流の水を受けて開発を進めたものであるから、起源は別にして、まず時代的には地検帳に近い中世とすることが自然である。右の「ヒノクチ」を開始点とする一連の水田は、計約四町に達するのであって、地検帳の段階では多くの給人に分給されているが、「有本名」「一成名」とある名によって開発は進められたことであろう。なおこの点は後述しよう。

右の場合に似たものを「仲村郷森山地検帳」から拾えば、

ヒシリ
 一、壹反 出十七代二分
 井クロノ村 中間助衛門給
 森山分
 ヒシリ
 一、三十代 出五代五分
 井クロノ村 岡崎四郎左衛門給
 喜津賀分

これに連絡して

右の「井クロ」「ヒシリ」は一連の用水路を示すものである。「ヒシリ」以下に計三十一筆の田畑があり、内屋敷四、田四、畠田七、畠十六筆である。「ヒシリ」ともなれば用水の末端として、水田が比較的少ないのも自然であろう。また右のうち

ヒシリ 出卅四代 同村(井クロ村)大寺領
 一、廿代 上畠田 同 喜津賀分

「畠田」は、用水不足あるいは地盤の高低のため一筆が田と畠とに利用されているのであって、まったく「ヒシリ」にふさわしいものである。なお屋敷四は「ヒシリ」開発にかつて動員されたものであろう。

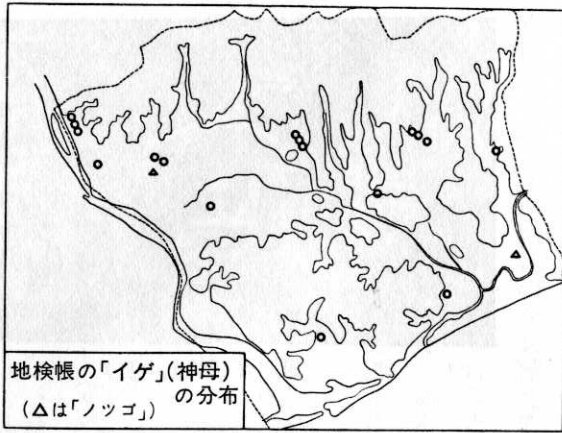
「弘岡地検帳」弘岡下ノ村分にはまた、

ヒノモト 南東溝かけて 松ノ木
 一、貳十代 出三十八代貳歩才 万々磯進給
 中畠タ

この「ヒノモト」は、西根木谷からの溪水を導いた所において、これに連なって三筆の「畠タ」と二筆の「田」があり、さらに付近に多くの田がある。いずれも右の「ヒノモト」に水を求めたものではなからうか。また「ヒノモト」に接して、後述の「神母山」もあり注意されるところである。

以上述べた樋関係を地検帳から拾って村別に左表を作製した。

村名	樋関係
西分	ヒノクチ
西諸木	ユルノクチ



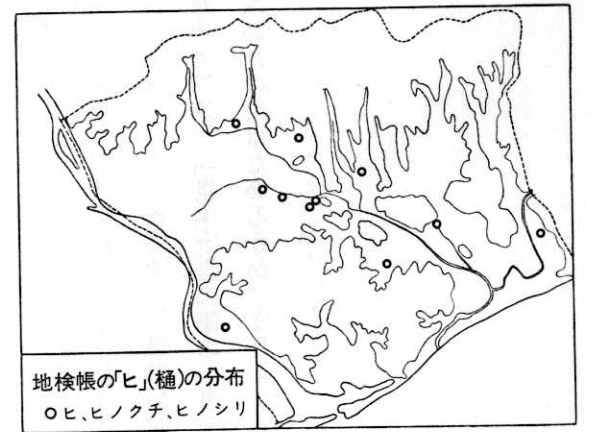
と具体的である。橋が架けてあり、これに沿って樋が設けられる。しかも高い台の上を通っていたものではなからうか。用水路建設技術の進歩である。この付近にはまた五筆の等級の上の水田がある。

東諸木	ヒノクチ、井ノ前
吉原	井ノウラ
弘岡中	高樋
同下	ヒシリ、井ノ上、ヒノ本、井ノウラ
森山	ヒシリ、井ノクロ
秋山	高井ハタ、ヒノツメ
仁ノ	井ノクホ
西畑	ヒノシリ

なお右の「高樋」について「弘岡地検帳」弘岡下ノ村分に、

高樋橋詰南ノ道ヨリ東ヲ付ル
一、式十四代上 出三十三代

北代 本上新介分
甫喜山三郎 給



いま以上の「樋」関係地を略図にしてその分布を示したが、当然のことながら山麓より若干の距離に分布することが示され、用水路の延長線上であることが明らかである。したがって前述水田開発の進行として捉え、中世にこれを位置付けたのは正しいと思う。

神母、ノッコ等 桂井和雄氏は「土佐神母考」「土佐史談」で、「イゲの明かに水に関係したものであった事を

考察」され、詳細な聴込調査をもとにして、「神母」信仰は「飲料用水としての泉や池、川、井戸等の水を掌る神への信仰を主としたと思われる。山麓乃至は沿川村落のイゲ信仰より、若干の変化を来し、井戸掘技術の進歩に伴って農業用水への信仰に推移し、更に農業水利への発達からその根元的信仰の特殊性を失って、サバイ神社と混同する農業を掌る神への信仰に転化したと解する事が出来る」として、「神母」を水の神、農業の神としてまとめられる。したがって筆者は、例によって「長宗我部地検帳」から「神母」を抽出し、その分布を通じて中世における吾南平野の開拓史を考えることにする。なお桂井氏の調査はことごとく神母神社となっているが、こ

れは明治維新直後の神道興隆期に神社号を付したもので、地検帳にはもちろん神社あるいは宮とはない。屋敷神のようなごくごくの小祠であったようである。

まず「仲村郷森山地検帳」に、

木ノセ神母シキチ
一、廿代 出十一代 神母領 下やしき
同 喜津賀分
これに隣って

同 平等寺新右衛門給
同 森山分
同 西木ノ瀬土。 出四反一分均 上やしき

と堂々たる土居屋敷があり、これに隣って二屋敷がある。この地は仁淀川の旧分流通沿いの自然堤防にあるが、背後南部丘陵の谷間の奥谷、クサキ谷に発源する溪流の延長上にある。すなわち現在泉川という悪水にな



神 母 (弘岡上中宮)

っているが、かつてこの小川が灌漑用水に利用され、そこに「神母」が祀られる。泉川はさらに東に伸びて前述「ヒシリ」となり、中世栄えた森山氏の重要な米作地となっていたものであり、その象徴が前述「木ノ瀬土る」である。

右の場合に似たものに「弘岡地検帳」下ノ村分に、前述「ヒノモト」でも触れた、

神母山ノ詰ニタンかけて
一、式十三代 出十九代五歩勾
上ヤシキ

同(石タテ)本川田忠兵衛分
正木右兵衛分 主居

の「神母山」があり、付近に計五屋敷があるうえ、また付近に水田が多く、それらの水田は、北方根木谷から発源する溪流によって養なわれたものである。「神母山」はそうした開拓の要となったものである。同地検帳にはまた

弘岡中に近い下ノ村に、

神母タ東
一、式十代 出八代式歩
中ヤシキ

北代 孫衛門□
町又五郎給

等四屋敷があり、さらにまたこれに接した「木下」に五屋敷があるうえ、付近は「畠タ」および水田もあって、自然堤防に位置しながらも、その間の比較的低湿部を占め、北方荒鞍川内方面より流出する溪流の延長を、利用開発したものと考えられる。

前記同様でありながら、さらに興味のあるものが、「弘岡地検帳」中之村上之村分にある。弘岡上の

神母ヤシキ
一、三十代 出十八代四分勾
下ヤシキ

同(梶カブノ村)主作
西内源内給

であって、ここに二屋敷があるが、これに接して

イノコカ内
一、五代 出卅代五分才
中畠タ

同(梶カブノ村)主作
万々太郎兵衛給

と「イノコカ内」がある。このように田の神と接して「神母」があるほか、付近には畠タ、屋敷があるうえ、北方大谷川内からの溪流のまた延長上にあつて、水をえ易い場所に位置している。以上の数例で、「神母領」を除くほか、ほとんど神社の形を備えてはいないが、おそらく屋敷内に祠があつたのであり、その祠を中心に集落が形成されている。さらに重要なことは、必ずといってよいように小河川―溪流が自然堤防に向つて流れて来ており、それを利用しての水田化が進んだ所である。水の少ないところを「畠タ」として、水田化の過程にあることも注意され、開拓の進行中と見られる。ここで左に「神母」の所在一覧とその分布図(前出)を示すことにする。

村名	神母(屋敷数)
西分	イケタ
内谷	神母前(二) オイケタ
吉(芳)原	神母田ヤシキ(二)、神母(七)、神母田
弘岡上	神母ヤシキ(五)、神母ノ本(二)、神母ノ前、神母ヤシキ(四)
弘岡下	神母山(一)、神母(四)、イケタ(四)

甲	殿	神母領
仁	ノ	イケ谷

つぎに「ノツコ」について考えてみよう。広江清氏は「長宗我部地検帳の神々」で、「ノツコ」について桜井徳太郎、桂井和雄両氏の説を整理され「その性格については、ほぼ同様である」とされる。すなわち桜井氏が「ノツコ」が「牛馬の守護神として広く信仰され」「ノツコ伝承成立考」、また「田畑に下りてはそこを守る田の神や地神(略)、そこに働く村人や牛馬の安全をはかる守護神(略)、そういう野神の子としてのノツコを想定」「民間信仰」されるのと、桂井氏の「原野開拓に対する野の神への信仰に、野耕の主要労力たる牛馬への慰藉、除災の習俗が混融し」「土佐ノツコ考」で成立とされるのと対比されたのであろう。とくに桂井氏が「ノツコ」をもって、「農耕に關係して大体原野開発に際して勸請されるという信仰によって生かされた神社の鎮座地」同上とされたのは、筆者の行論にとって重要である。民俗学の性質上「ノツコ」鎮座の年代は定められないが、これを前述「ヒノクチ」等と同様に、中世の開拓として整理してはどうかと考える。

いま地検帳から春野地方の「ノツコ」を拾えば、左のよう



「ノツコ」
(喜津賀東分地検帳)

村名	ノツコ(屋敷数)
東諸木	ノツコカ内

弘岡中	ノツコ屋敷(一〇〇)
弘岡上	ノツコノ本(三)、ノツコノ前(二)ノツコノ西(二)ノツコノハナ

なお弘岡中、同上の「ノツコ」は、両者接近しているが、おそらく検地の時「ノツコ」を中心にした一つの集落を二つの村に分けたものと考えられる。以上はまた略図(前出)としても示すことにした。

「弘岡地検帳」中之村上之村分には、右の「ノツコ屋敷」について、

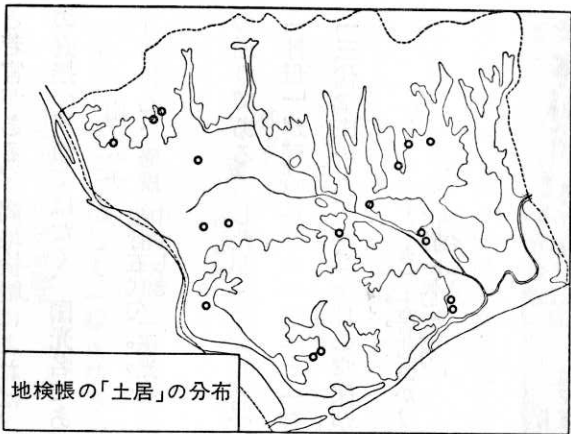
- ノツコ屋敷
- 一、老反式十代 出式十壹代五分勺 下屋敷
- 新在家 前田四郎左衛門扣居
- 小田 村名

以下をあげている。おそらく「新在家」という新しい開拓地が、「小田村名」によって行なわれ、その時「ノツコ」が祀られたものと思われるが、もちろん検地の段階では、「小田村名」も分割されて本来の名ではない。「新在家」にも多くの後述の「市屋敷」が生まれ、その変化は激しいようである。現地は二つの旧仁淀川分流に囲まれた比較的高燥な土地であるので、畑、屋敷として当時は利用されている。自然堤防の畑地開拓の中心と考えたいものである。

また「吾川郡喜津賀東分地検帳」によれば、東諸木の「ノツコカ内」は、

- ノツコカ内
- 一、老反 出七代
- 同(東分) 同村(諸木村) 散田孫左衛門扣
- 同 左京進殿御分)

等三十六筆ある。いずれも「散田」であって、その等級はほとんど「下々」である。開拓進行の過程を示すものと考えられようか。また「畠田」や田が畑のなかに散在している。灌漑の及びがたい吾南平野の末端でもある。いまこの「ノツコ」を地図の上に求めると、海岸砂丘と背後の丘陵の中間であって、当時開拓の基本はすでに成



地検帳の「土居」の分布

立している感じを受ける。なお

ノツコクロ有 出十参代三歩
一、老反参拾代 下々島

同(東分) 同村(諸木村)同し(散田)
同 左衛門二郎扣
し(左京進殿御分)

の「クロ」は何を示すのであろうか。これこそが前述の「神」であらうか。クロと云えば石グロであらう。「神母」同様にほとんど社をなさない小祠であり、僅かなよりしろによって土地を祭る本来の信仰の姿を語るものであろう。また前述「ノツコ」が牛馬の守護神と考えられたことは、牛馬耕が開拓進行とともに普及したことを示して意味のあることと思う。

土居と吾南平野

土居屋敷 前述「ヒノクチ」「神母」「ノツコ」等をもって、吾南平野開発の軌跡と見てきたが、一体これら軌跡を描いた主体は何に求められようか。もちろん、人びとの力を結集することができる若干の権力者が、まず想定されるのであろう。ところで中世といえはすでに荘園を踏まえた武家支配であった。もちろん国司、郡司の支配はすでにほとんど無い。吾川庄の場合前記楢本神社奉納の神輿銘によれば、預所も代官を任命する情態であった。中央からの代官の派遣もないとはいえないが、高福寺建立等から、在地勢力を代官に任命した可能性も大である。かくて吾南平野の開発の主体は、在地勢力であったとすることができよう。これは具体的にいえば地頭であるが、遺憾ながら吉良氏さえ鎌倉期地頭たるの確証はない。勢いその枠を拡げて一般的に在地勢力としたが、筆者はここでこれら在地勢力を土居屋敷として示すものである。桂井和雄氏はいみじくもすでに「土佐お神

母考」で土居について、

此の土居の地名は、他国では土佐のイェトコ、ヤヂと同意語の宅地の意味に使用されてゐる例があり、阿波の祖谷山の如きは名主の屋敷のみの呼称である。土佐では豪族、庄屋、地主等の屋敷跡に此の地名の残存多く、要するに此の地名のある所は、その邸趾を意味すると同時に、又その目に見えぬ勢力範囲の垣内。即ち一村なり一部落なりの地域をも意味するに至ったものである。

右は民俗学的方法によって整理されたので、現時点における過去の歴史の集積であるが、これに若干の編年を加えるなれば、土居は本来名主―豪族の屋敷であり、それがその後の発展によって村落にまで成長拡大したのであって、また名主―豪族の支配のもとに共同体を形成したとすることができ、まさに地区開発の主体たりえたものである。

いま地検帳から春野地方の土居屋敷を拾えば、前述桂井氏指摘に必ず典型的なものが幾つか認められる。まず「仲村郷森山地検帳」の甲殿分に、

土。 出十代
一、老段五代 上やしき

同村(甲殿ノ村) 池弥十良給
同 介左衛門尉

の土居に隣って

若宮。 出七代
一、拾代 中やしき 神母領神事有

同村 弥十良扣
同 四良衛門尉

と若宮がある。同地検帳によれば、甲殿村は本来前記「森山分」―地検帳段階での前地頭―国人森山氏（後述）の直接の所領ではなく、国光名であったことは、

山ノハナ 出廿五代勺 国光名
一、壹段 中やしき

同し持（池弥十良）
同し（森山分）
与七畝

の通りである。したがって前記若宮は国光名の祖先が神と祭られたことは確かである。またこの「若宮」には「神母」が同時に祭られたこと「神母領神事有」と明らかである。さらに「土る」に近く「西光寺」があって、「三代堂床」と、約二十坪の堂床がある。名主の菩提寺である。また弥十良自身は

同し（大やしき）土居前後かけて
一、廿代 出廿一代二分勺 中やしき

同村（甲殿村）同し給（池弥十良）
同し（森山分）
主畝



「土居」（森山地検帳）

と居住する。こうした名主および名主一族の屋敷と考えられるものに、「大やしき」「ヨクやしき」「大良衛門尉やしき」がある。またこのほかに約二十屋敷―内居住者のないもの約八屋敷ある―を従えている。地検帳の段階ではこれらの池弥十良を中心とした人びとが、甲殿村約十五町六反に挑んだのであって、これが鎌倉期ともなれば、その屋敷数あるいは田畑の反別ももちろん少であるが、その大勢には変わりなく、神、仏によって援護され

た権力者の名主が、名主に隷属する名子、下人を指揮して開発を進めたものである。

また「仲村郷喜津賀西分地検帳」の西諸木村分には、

土居ヤシキ
一、壹反廿代 出拾五代勺 中屋敷

同し（蓮池御分西分）主居
森主計丞給

を中心に「西ノ土居」「奥ヤシキ」「中ヤシキ」等かつての名主一族の屋敷が分布し、計約三十屋敷があり、とくに

ツク田ヤシキ 出十五代 下屋敷
一、廿五代

同し（蓮池御分西分）
太平弥一良給

の「ツク田ヤシキ」は注意される。検地の段階ではこの地も多くの給人に分与されているが、かつては土居にいた名主を核とした共同体であって、営々として耕作に励んだが、前述「ツク田」は、名主の直営地であったと考えられよう。たとえ本来の名の名称も失なわれたとしてもである。

「吾川郡喜津賀東分地検帳」にも典型的な土居がある、吉原村分に

佃ヤシキ 出三十代式歩
一、壹反 中屋敷

同（東分）同村（吉原村）^{かえで} 雞冠木給
同し（左京進殿御分）
同 土居

この場合「佃ヤシキ」―「土居屋敷」である。もとはこれとは別に「土居屋敷」があったかもわからない。この「佃ヤシキ」に接して「福正坊寺中」があり、またこれに隣って前記甲殿村のように、

神母。西ノ小屋敷懸テ 出十代
一、式拾代 中ヤシキ

同（東分）同村（吉原村）藤二良居
永浜 慶雲寺領

「神母」がある。ここにも周囲に三十屋敷近くを擁し吉(芳)原村の中核的存在である。この形が、中世初期にも溯るのはいうまでもないことであって、神母と土居と佃とは、たがいに一体となって田畑屋敷を拡大していったものである。以下春野地方の土居とその周辺の屋敷を地検帳より抽出して左表および分布図(前出)とした。

村名	土居(付近の屋敷数)
吉(芳)原	佃ヤシキ(二九)、土居ヤシキ(二四)、卅代ノ土居(八)
西分	土居(八)、奥土居(一五)
西諸木	土居ヤシキ、西土居(両方を包んで二六)
弘岡中	ツキタノ土居(八一の大集落となっている)
弘岡上	御土居ヤシキ、西ノ土居(両方を包んで二二屋敷)、中原土居(二一)
森山	木ノセ土居(一〇)、徳弘土居(七)
秋山	土居(五)
甲殿	土居(二六)
仁ノ	土居、中ノ土居(両方を包んで三六)
西畑	ヒカストイ(七七)

地検帳は中世の最終段階を示すのであって、土居の姿も本来のものを保つものもあれば、著じるしく変貌し、桂井氏前掲の庄屋等近世村役人的存在に近いものもあって、中世開発の推進者の姿を定めることは困難ではあるが、前述したように、名主の土居を中心に多くは社寺を控え—その社寺に堂、神母、ノツコ、若宮もあった—うえ、さらに周辺に隷属民の屋敷を持つ。また直営地の佃も扣えていた。これだけは共通していたものである。な

お内谷、東諸木、弘岡下に一つも土居のないのは不思議であるが、土居に準ずるといえば内谷では「神母前」の上屋敷、「佐渡ヤシキ」の山本与兵衛給居の上屋敷等はそれであり、東諸木では「同し(池ノ上)西古城詰テ」屋敷、また森重の「川崎与三左衛門給主る」屋敷もそれであり、弘岡下でも「北代」ヤシキのほか、

ミツサワヤシキ
一、三十代 出三十八代勾
下タヤシキ内定式三代三歩

同(熊)同(藤兵衛)抱
同(下村)光 沢 名

などは、名主屋敷のかなり典型的なものを残しているように思われる。この場合屋敷の品等にはかならずしも直接関係しないと思う。⁽¹²⁾

寺院の建立 すでに古代から大寺、種間寺、柏尾寺の建立と信仰のあったことを前述したが、中世になって実に多くの村々に寺院が建立されたと考えられる。村々に寺院のもっとも栄えたのは実に中世であった。土居一名主による開発を考えた前項で、甲殿村の場合、国光名の菩提寺として左の

西光寺 寺中上下かけて
一、廿代 出廿四代三歩
内三代堂床
残四十一代三分下やしき
内廿一代三分出分
残本田也廿三代

同(甲殿ノ村)西光寺領
同 し(森山分)
寺有

右の「西光寺」は「南路志」によれば、近世大いに衰え左のように退転する。

西光寺跡

阿弥陀堂 西光寺本尊也、昔回祿有り。此時本尊自ら飛去り火災を避く、後里人此処に堂を以て安置す、仏面火の痕有り。後述するように、近世村々には真宗が信仰の中心としてなお仏教勢力を維持するが、寺院の数から言っても、

また各寺院が寺領を持っていた点からも、中世寺院の興隆とは比べものにならないようである。すでに長宗我部氏の土佐国統一によって、柏尾寺の浦戸移転等、寺院勢力は相当打撃を受けたものと考えられるが、地検張の示す寺院の姿は、なお中世の様相を顕著に示して意気の高いものが感ぜられる。まず「吾河郡仲村郷喜津賀西分地検張」にある左の、

大寺寺中
一、参代 下 薬師堂床三間四面
ヤシキニ取 喜津 賀分 同村(大寺村)大寺寺中

右の「大寺」は、これに隣って今一つ「大寺寺中」がある。これは僧侶の住宅―僧房であると思われる。さらにこれに接して「八幡御宮床」がある。神仏混濁として当然に「大寺」は八幡宮の神宮寺となったはずである。また付近には「大寺領」すなわち寺領が十二筆ある。別に「前ハ大寺分」が二筆あるうえ、

フクイチ 西分福市村 定尺善吉給
一、四拾代 出拾貳代三步 回 し(喜津賀分)

と計四筆の市場屋敷がある。社寺の門前近くに発達した中世の市場が考えられよう。そのほか「畳久兵衛」「土器治部」の給地などのあることも、馬場末遺跡から大量の土師器の発掘と考え合せ、社寺付属の手工業者の存在を思わせるにじゅうぶんである。つぎに

馬場二ヶ所 同村(広瀬村)大寺左近給
一、参拾代 出八代貳分勾 八幡領 同 し(喜津賀分)
中ヤシキ 同屋敷 同居

右の「大寺左近」は八幡宮と大寺を中心にして、これに隣接する「神主」「僧」たちとともに一つの勢力を形成する。検地の段階では二つの「人ハ不居」と「大寺領」内の屋敷は荒れているが、これは大寺の運命の傾むいて

いることを示すとともに、その以前中世には古代以来の伝統を發展させ、社寺が在地の名主として栄えたのである。社寺は信仰に支えられながら、所領と隷属民を従えた一つの生産体であったと思われる。

「大寺」と類似した寺院を求めることは困難ではない。「南路志」によれば弘岡中ノ村の「投老寺跡」となつて退転した投老寺は、「弘岡地検張」中之村、上之村に、

投老寺中 同(荒鞍川内)寺識
一、三十六代 出四十四代 同 分(投老分)
中ヤシキ

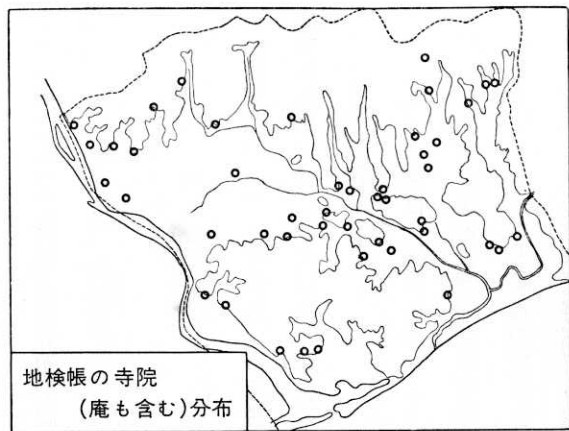
右の「投老分」―投老寺の寺領を同地検張から拾ってみれば、合計「二町七反九代二分」「弘岡上之村 中之村御」に達している。内投老寺の「主作」地が五筆あり、これらの田地は投老寺に近い地検帳の、

投老門前ババ谷 同(荒鞍川内)新衛門居
一、貳拾代 出九代四分 同 分(投老分)
下屋敷

の「新衛門」らが寺の命によって耕作したものである。投老寺も大寺同様にまた荒倉神社の神宮寺として神仏混濁であった。投老寺と同様の寺院は「弘岡地検張」中之村上之村を名寄した前記「弘岡上之村中之村御」に(名寄カ)よれば次頁の表となる。

この表には中世寺院が前述のように、神社と一体になっていたこと、また大谷川内に集中していることは、室町期栄えた吉良氏との関係を示す等多くの意味が読まれるが、上ノ坊以下を除けば、寺院が自力経営の可能な名主的存在であったことは確かである。もともと寺院は、地頭名主の菩提寺として出発しながら、やがて自立する。寺院が村方に完全に寄生するのは近世である。なお近世編には、地検張から消えた各村々の寺院の一覧表を載せているので、読者はこれを参照されたい。歴史の風雪に耐えることは何であつても困難であるが、寺院にも

容赦はなかったようである。この項の終わりに、春野地方の地検帳に出た寺院を图示しよう。



寺院名	寺領	寺院所在地
長老寺	二七・〇九 ^反 ・代	弘岡中、荒鞍川内
威徳院	二六・□□	同上、大谷川内
道場寺	二一・二一	笠見
八幡別当寺	二〇・〇一	八幡
中宮寺	一四・四八	中宮
種徳寺	九・〇五	西和田
光蓮寺	八・四四	大谷川内
上坊	三・二三	同
下坊	一・〇九	同
中之坊	〇・一八	同

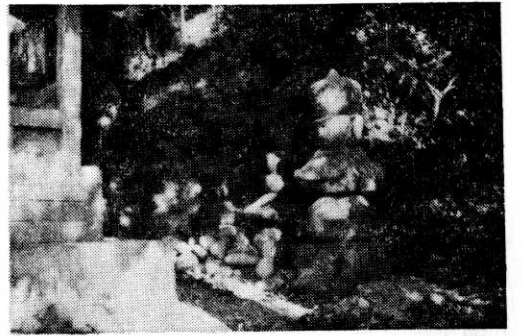
中世の社会 中世吾南平野の開拓の中心となったのが、名主であったことに注意したが、直接にこの時代の名主を示す史料はない。「佐伯文書」後述には、南北朝期宮方として動いたものに「大野仲村名主庄官」とあって、吾南―大野仲村両郷に名主庄官があったことはたしかであり、前述榎本神社神輿の「沙汰人次官」らはこれら名主に当るものである。彼等名主は土居を中心に、産土神、屋敷神、菩提寺を信仰しながら、また下人たちを従えて農業経営を行なうとともに、庄官、地頭を通じて領家から貢納を課せられたが、春野地方の場合、どのよう

うな貢納を果したかについては、詳細は後述するとして、「石清水文書」には、米、畳、紙、布、長櫃等が室町期貨幣に換算されて納められている。前述古代の東大寺封戸時代の継続のものが、時代の推移のなかで銭納化したものである。

こうした名主たちが、各村々にどのように分布したかは是非知りたいことであるが、地検帳のなかにその最後の姿を部分的に現わすに止まっている。地検帳によって名主の姿を知ることが、たとえば社会の変動の少なかった山方ではかなり可能である。一つの山間の小村が一つの名主からなり、名主の土居を中心に、一族や名子の屋敷が周辺にある。さらにこれらを囲んで田畑があり、そのまた周辺に切畑がある等々ながらに中世の姿を止めている。しかしながら、平野部であっても春野地方のように戦国期激動を受けた地域では、名の姿は破壊されている。いま吾南各村の地検帳を見れば、ほとんどが、長宗我部の臣下の給人たちに田畑屋敷は分与され、農業経営や農村生活の姿は知る由もない状態である。これは長宗我部氏の家臣が、次第に知行取化することを示すのであって、地検帳に示された給人とは別に、耕作者があり、これらの耕作者が、ある時は給人―武士自身であったり、またある時はより農民的であったりして、一概に定めることができないからである。

しかしながら地検帳は中世史の決算表であって、子細に見れば、そのなからありし日の名主の姿がでるようである。たとえば前述甲殿村の国光名、あるいは西分村の一成名でもすでにふれたが、左のような名を地検帳から拾い出すことができる。

西分村	新善名、一成名、有本名、新吉名、行末名、末久名、弘光名、長存名
弘岡村	枝末名、古川名、小田名、貞宗名、永末名、光沢名、鶴石名、貞宗名、重岡名、年永名、久守名、坊善名、六丸名



高橋氏先祖墓(芳原)

等であり、秋山、森山にも名は記録されているが、これは検地段階の耕作者⁽¹³⁾を示すものが多く、中世名主の伝統とは多少違うものとして除いた。また他の村々の地検帳には、名は出ていない。古いものを残しながらも、農村は再編成を受けていたからであって、たとえ名の残された村でも、一人の名主が当該の名を単独支配したのではなく、多くの耕作者が一つの名内に自立しているの、けっして本来の名ではない。

名主が佃を持って自作しながら、隷属民に小作をさせたことについても、春野地方には直接伝えられたものはないが、一般にこれは云えることであって、春野地方も変りはないと思われる。農具のまだ少ない時、家畜も同様であった時、隷属民の農業経営は名主に依存するほかはなく、彼らのなかには「シリ」等の開発に働いたものであり、またひそかに名主の命令とは別に、自力で僅かつ隙を見て開いていったことも事実である。近世における農業の発達は、これら隷属民の自立によって促進されることは後述するところである。

名主の土居は相当広い屋敷であったが、このなかには、隷属民の小屋が地検帳に現われずにあることも多かった。もちろん名主の家も粗末で、せいぜい板葺、藁葺である。吾川庄の代表的な神社―西分の八幡宮―さえも、地検帳によれば社殿は「皆萱葺」であった。土居と名を付けられたのは、屋敷の周囲に土の囲―土根―を設けたからであろう。これは防禦の意味と力の誇示であるが、家そのものが立派とは云えないであろう。まして隷属民

一名子、下人―の屋敷は、多くは古代とまだそう違わない掘立小屋であったと思われる。住がそれであるから食も部分的な二毛作により多少豊かになったとしても、まだそう豊富とはいえなかったと思われるが、山根遺跡から発掘された石鍋は貴重な遺物である。さらに衣も多くは太布であった。木綿以前である。名主は麻を作って夏は帷子類^{かたびら}を着用したことも多かっただろうが、太布の時代と一般に云えよう。当時伊勢参詣の奉納品で、圧倒的多かったのが太布であったからである下村效氏「戦国期土佐国津野荘民の伊勢参宮」『海南史学第一〇号』。

そうしたなかで「ノツゴ」信仰の示すように、吾南にも牛馬は普及し、農業の集約化は進む。前述種による灌漑の延長により「畠タ」が開発されたが、これは米、麦あるいは米、そばの二毛作の開始を告げるものである。肥料の必要な二毛作には、牛馬の厩肥は絶対である。牛馬の普及と二毛作は相まって農業生産を高め、中世史の最後を飾るものである。ただし自然堤防という自然条件は、吾南平野の水田化を結局は少部分に抑えていた。この問題については近世を待たなければならなかったが、ここで筆を改めて南北朝期に移し、土佐にも展開した武家方、公家方の対立抗争を述べよう。春野地方にもこの戦いに参加する者もあったが、とくにようやく吉良氏がその姿を明らかにする。

註1、「吉良氏考」『海南史学第九号』でも、吉良氏研究については問題が多く、研究者は「不明は不明とすること」がたいせつとしている。

註2、「吉良物語」の文献的研究には、吉野忠氏の「吉良物語の潤色者と吉良物語に見える二期作について」『土佐史談第一一六号』がある。原作者真西堂潤色者大高坂芝山である。吉良氏と大高坂氏との関連等芝山の作為が感じられる。

註3、全文は「伊野町史」所収国の重要文化財稻本大明神神輿（八角形漆塗神輿）の銘文に出ている。
 註4、吾橋庄については、「長徳寺文書の研究―熊野領吾橋庄―」『土佐史談第九三号』に詳細である。とくに荘園が地頭に侵略される姿が具体的に示されている。

註5、自然堤防のほぼ頂点として、洪水を防ぐための基点になる場合が多く、自然そこがまた集落の核となってくるものと

考えられる。

〃6、地検帳記載の社領には、左に示す「吾川郡喜津賀東分地検帳」内谷村の、

同じ西地ノ谷 同(東分) 同村(内谷) 池寺領
一、式反 中天神領 九月九日田 同 じ(左京進殿御分)

のように、社領(神仏混淆で寺領)となった由来を、「九月九日田」すなわち神事用として示している。地検帳に明示されない場合も、こうした由来は多く、一種の不輸地として社寺領へと移転して行ったものであろう。

〃7、筆者の幼年時代、野中兼山開発の延長上にある高岡井が、波介川を高く大きく跨ぐ小野(土佐市用石)の樋合が、壮大なものとして印象付けられた。

〃8、桂井氏のこの研究は、高知県各地の「お神母」の聴込調査をもとにして結論を出したものであるが、昭和十六年(一九四一)という時点から考えて、きわめて優れた論証である。なお同調査に春野町仁ノ神母神社も含まれる。

〃9、「イノコ」信仰については、「綜合日本民俗語彙」に、鳥取県の例として「春の亥子に田に降った神様が、十月亥の日には仕事を終って家に帰られる」とある。田の神の信仰である。

〃10、中世土佐における牛馬耕を語る史料は見付かっていない。その点地検帳の「ノツコ」は重要である。

〃11、「ツク田ヤシキ」の佃については、「日本歴史大辞典」に「荘園制における佃は、何らかの意味で奴隸制的直接経営の遺制と見られる。その荘園制内部における意義は、農奴制的成長に則して考えるべきである」とある。

〃12、寺院が直接に農耕を経営した史料はまだ得ていないが、寺領内の屋敷とその住民による直接的経営が多かったと考えられる。

〃13、激動後事態收拾に長宗我部氏が百姓の田地付を行なう。たとえば「吾河郡仲村郷森山地検帳」に、

山ノネヤシキ 同 フナ神二良名
一、式反 出七代二歩 フナ神二良名 同 じ(喜津賀)分
下やしき

右の「フナ神二良名」は、おそらく伝統的な名ではあるまい。検地の時点で鮎の貢納に対して百姓として田地付されたのであろう。近世にもこうして与えられた田地を「名地」と呼んだ。

南北朝期の春野

公家方吾川庄

「佐伯文書」 鎌倉初期京六條左女牛若宮八幡の荘園吾川庄となった吾川郡は、その後百五十年間の鎌倉期、杳として歴史の上にその姿を現わさない。もちろんその間にも営々とした人びとの努力は続けられ、春野地方の場合、前述のように吾南平野の開発が進められたものである。こうして歴史の表面から姿を隠していた吾川庄は、土佐における南北朝の対立抗争の絶頂である暦応三年(一三四〇)、突如として公家方として歴史の表面にその姿を現わしてくる。表題の「佐伯文書」である。「佐伯文書」が土佐の史家に注意され、史料集「蠹簡集拾遺」に採録されたのは宝暦二年(一七五二)以前のことであったが、その史料価値は高く、南北朝期における土佐の唯一の根本史料としての評価を現在も受けている。ことに大正十三年(一九二四)「高知県史要」が出版された時、その多くが同書に採録されたのは、現在「拾遺」あるいは「佐伯文書」原本の閲覧のきわめて困難な時、何にもまして有難いことである。以下「佐伯文書」によって吾川庄の南北朝の動きを追うことにするが、その前に、簡単に土佐における南北朝の対立について述べることにしよう。

鎌倉期百五十年間は、公武の妥協の中にその対立が漸次露呈する時代であった。ことに在地における荘園支配を挟んで、地頭領家の対立は根強く、大勢は次第に地頭の荘園侵略による領家勢力の敗退であった。憤懣やる方ない領家はしばしば幕府に訴えたが、在地支配の實力の前にはほとんど如何ともすることができない情勢であった。吾川庄では、もともと在地に地頭らしいものを発見できなかったもので、あるいはそうした事態はなかった